

令和8年度認可外保育施設保育サービス向上事業研修会 質疑応答（講義Ⅰ 行政説明）

※No.1～24までは制度関連、No.25～53までは補助金関連、No.54～62までは病児保育関連の質疑応答

No.	対象講義	質問	回答
1	(資料1) 認可外制度	事前にお知らせがあるとベストですが、それでは…違うというの理解できます。各施設からの質問に対する回答は丁寧な説明を聞きたかったです。	時間の都合上、説明を省略・割愛させて頂いておりますが、説明時間の配分等について、検討いたします。
2	(資料1) 認可外制度	救命救急実技講習について、監査で必要なので、この研修会で行うことはできないでしょうか。施設で日程を取るのが難しいため。	本研修では、研修参加者や研修項目や研修時間の都合から、救命救急に関する実技講習を実施することは考えておりません。 救命救急講習については、県内の消防本部又は消防署等において、講習を無料で実施しております。消防本部等によっては団体、出張講座も実施しておりますので、事業所又はお住いを管轄している消防本部等にお問い合わせください。 なお、県が毎年度実施している認可外の居宅訪問型保育研修事業（委託事業）において、集合研修による心肺蘇生法講習【実技】(2時間)を実施しております。当該研修は、居宅訪問型保育事業に従事する者又は従事を予定している者を対象としておりますので、対象者に含まれる場合は当該研修の受講をご検討下さい。 また、県が毎年度実施している県内の認可外保育施設に従事している者を対象とした認可外保育施設職員研修（委託事業）において、実施できるか検討いたします。
3	(資料1) 認可外制度	救急救命の講習や訓練については、県の具体的な支援が必要だと感じた。	
4	(資料1) 認可外制度	保育士特定登録取消者管理システムにベビーシッターが対象外なのは何故ですか？ 1対1だしより家庭に近い関係なのに対象外だと保護者が不安にならないかなと思いました。実際に男性ベビーシッターが性的虐待をしたことで逮捕されたニュースが過去にありました。 より1対1になるので必須だと思います。	保育士特定登録取消者管理システムは、保育士を任命・雇用しようとするときに利用するシステムとなっております。 当該システム運用の対象外となるのは、居宅訪問型保育事業「個人」が実施している場合となります。 居宅訪問型保育施設（個人）は、設置者自らが業務を実施する者であり、保育士を任命・雇用することがないため、対象外としております。 もちろん、居宅訪問型保育施設「事業者」は、複数の保育従事者を雇用又は委任していることから、当該システム運用の対象となります。

No.	対象講義	質問	回答
5	(資料1) 認可外制度	こども性暴力防止法の認定をとるべきかどうか迷っています。認定の有無がどのような場面で影響すると想定できますか？	認可外保育施設が「認定」を受けた場合、こども家庭庁のウェブサイトで公表され、どの事業者が認定を受けるか確認できるようになります。 また、「認定事業者マーク」を広告などに使えるようになり、当該施設が性暴力防止の取組みをしている事業者が一目でわかるようになります。 認定を受けることにより、施設における性暴力を防ぐための取組みの評価につながり、利用者が施設の選択にあたり一つの指標になることが期待されます。
6	(資料1) 認可外制度	こまもろう認定は企業主導型も対象か	児童福祉法上、企業主導型は認可外保育施設に分類されることから、「認定」を受けることができる事業者に含まれます。
7	(資料1) 認可外制度	こども性暴力防止の認定取得は、有償と聞いたが、費用の説明なども知りたかった。	<こども家庭庁こども性暴力防止法お問い合わせの結果> 認定の取得費用は、認定を受ける事業毎に、1事業「3万円」の手数料が必要になるとのことです。 事業とは、認可外保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブなどを指し、それぞれの事業ごとに手数料が生じるとのことです。なお、認可外保育事業で複数の施設を要していても1事業としてカウントするとのことです。
8	(資料1) 認可外制度	こども性暴力防止法の認定について、手数料の支払いなどよく理解できなかった。	<こども家庭庁こども性暴力防止法お問い合わせの結果> 費用（手数料）の決済方法について、現時点では未定。詳しくは11月頃にマニュアルが発行されるのでそちらを参考にさせていただきたいとのこと。
9	(資料1) 認可外制度	こまもろうの認定手数料が3万円とありますが、年度更新でしょうか？	<こども家庭庁こども性暴力防止法お問い合わせの結果> 認定は、毎年度更新を検討しているとのこと。また、認定の取得に必要な手数料が毎年度更新にあたり必要かどうかについては未定とのこと。
10	(資料1) 認可外制度	こども性暴力防止法の認定については、一括、もしくは数年毎に更新手続きが必要でしょうか？	

No.	対象講義	質問	回答
11	(資料1) 認可外制度	《参考》こども性暴力防止法の制度を知りたい	<こども性暴力防止法WEBサイト（こども家庭庁）> こども家庭庁のサイトでは、制度の概要がわかるリーフレットや、案内動画、事業者向けリーフレット、事業者向けチェックリスト、措置を行うにあたり活用できる各種ひな形・参考（リンク集）、研修教材、Q&Aなどを掲載しております。 URL：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou ※沖縄県ホームページにも当該サイトへのリンクを掲載しております。
12	(資料1) 認可外制度	《参考》こども性暴力防止法に関するお問い合わせ先を知りたい	<お問い合わせ先> 電話：専用ダイヤル03-5357-1146（受付時間：平日9時00分から17時00分まで（年末年始を除く）） ※WEBで「お問い合わせフォーム」からご質問いただけます。
13	(資料1) 認可外制度	《参考》<こども性暴力防止法「認定」に関する追加情報> 認定の申請受付はいつ頃になるか（県照会）	<こども家庭庁こども性暴力防止法お問い合わせの結果> 認定の申請受付は、法律の施行後（12月25日以後）になるとのこと。 なお、認定の申請にあたり、事前に「GビズID」の登録を受ける必要があるとのこと。 ※「GビズID」とは、デジタル庁発行の事業者向けID。1つのID・パスワードで複数の行政サービスへのログイン・手続きが可能となります。 URL：https://gbiz-id.go.jp/top/
14	(資料1) 認可外制度	虐待通報義務化については、職員や保護者に配布用の1枚ものの資料が欲しいと思った。	参考までに、厚生労働省が作成したリーフレット「たたかれていますいいこどもなんて、いないんだよ」を別紙1の資料を、職員や保護者への周知にご活用ください。 また、資料1のスライド（一部加工あり）を周知用に1ページにまとめた資料を別紙2の資料を周知・啓発にご活用ください。

No.	対象講義	質問	回答
15	(資料1) 認可外制度	資料1 スライド17→医療行為（与薬？）は有資格者のみとありますが、看護師資格でしょうか？保育士資格でしょうか？また資格を持っていたとしてもベビーシッターは不可ということでしょうか？	資料1 スライド17で記載している「医療行為」とは、医師法第17条の「医業」（医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（「医行為」））を指しており、有資格者とは、医師・歯科医師、看護師の免許を有している者となります。 ただし、資料1 スライド16に案内しているとおり、緊急やむを得ない措置として本人に代わって投与する場合（所定の条件を満たしている場合）は、医師法第17条（医行為）違反にはあたらない場合があります。 また、保育所保育指針解説において、与薬に関する留意点が以下のとおり示されておりましたので、ご確認ください。 <参考> 保育所保育指針解説 ⑤与薬に関する留意点 保育所において子どもに薬（座薬等を含む。）を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って服用することのないように施錠のできる場所に保管するなど、管理を徹底しなくてはならない。また、与薬に当たっては、複数の保育士等で、対象児を確認し、重複与薬や与薬量の確認、与薬忘れ等の誤りがないようにする必要がある。与薬後には、子どもの観察を十分に行う。

No.	対象講義	質問	回答
16	(資料1) 認可外制度	県民に対する認可外保育施設の情報公開方法について、今後はここdeサーチに完全移行していくということでしたが、無償化の対象施設についての提示や掲載などは、現在あるのでしょうか？見える化されていますか？	幼児教育・保育の無償化の要件である指導監督基準を満たす旨の証明書の交付状況については、「ここdeサーチ」の施設情報詳細（施設基本情報）において、「指導監督基準適合証明書交付（交付年月日）」の項目があり、当該施設が指導監督基準に適合しているか確認することができます。 また、従来どおり沖縄県所管の施設一覧は掲載いたします。（当該施設一覧で証明書の交付状況は確認いただけます。） 幼児教育・保育の無償化の対象施設（特定子ども・子育て支援施設）は、施設所在の市町村が、子ども・子育て支援法に基づき、事業者が給付対象となること、対象施設等に求める基準を満たしていることを「確認」した施設となります。 市町村が「確認」した場合は、公示することとしております。 利用者が、幼児教育・保育の無償化の対象施設であるかどうか情報を入手しやすいよう、市町村と相談しながら検討してまいります。
17	(資料1) 認可外制度	タイミー利用は、人員基準（常勤換算数）に含めることができますか。	こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則であり、こどもとの安定的・継続的な関わりが重要であるという観点から、スポットワーク（いわゆるスキマバイト）を保育石定数の一部に充てることはできないと考えております。
18	(資料1) 認可外制度	資料1 スライド32→保護者から提出してもらう「母子健康手帳の写し」について、どのページをお願いしたらいいのでしょうか？	指導監督基準において、「（認可外保育施設は）継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること」としてしております。 その趣旨は、子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について把握すること、保護者が子どもの状態を理解し日常生活に活用できることなどを目的としております。 そのため、母子健康手帳の入所前6か月以内の健診結果（各時期の乳幼児健康診査の記録）がわかる箇所の写しの提供を受けてください。 なお、上述のとおり、保護者から健康診断書や母子健康手帳の写しの提出を受けるのは、認可外保育施設が直接実施できない場合であることにご留意ください。

No.	対象講義	質問	回答
19	(資料1) 認可外制度	令和8年度から適用される変更点があるのか、ないのかについて、明確な説明をいただきたいです。入所時健診の変更点について、研修中に詳細を解説いただいたかったです。	説明が不十分で申し訳ありません。 入所時健診の入所前6か月以内とする取扱いは、 <u>令和8年度から変更</u> いたします。ただし、令和8年度における立入調査においては、経過措置として従前の取扱い（入所日の前後3か月以内）であっても、指摘いたしません。
20	(資料1) 認可外制度	児童の健康診断に関して、一年に2回実施義務という事に変更はないですか？	「継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること」とする基準に変更はありません。
21	(資料1) 認可外制度	一時預かり専門の施設です。子どもの健康診断の件ですが、施設が直接実施できない場合『保護者から健康診断書、母子健康手帳の写しを提出』とありますが、一時預かりでも必要でしょうか？	児童健診の実施は、「継続して保育している児童」を対象としております。一時預かり施設であっても、預かりの頻度がどのくらいか、定期的に預かっているか、どのくらいの期間利用しているかなどの情報をもとに、児童の心身の状態に応じた保育を可能とするという児童の健康診断の意義の観点から、当該児童の健康状態を把握すべきか判断する必要があります。 なお、「継続して保育している児童」に該当しない場合、健康診断の実施（又は健康診断書等の）は不要ではありますが、預かりにあたっては、保護者から以下の事項を確認しておく必要がございますのでご注意ください。 ・こどもの現在の健康状態や留意すべき点 ・こどものアレルギー情報 ・かかりつけ医等の医療機関の情報、連絡先など
22	(資料1) 認可外制度	資料1 スライド39ページの収受印押印とありますが、これは希望者だけですね？	お見込みのとおり、届出したことを疎明できる資料が必要な方のみの対応となります。 なお、事業者の皆様、市町村・県の双方において届出を出した・受け取っていないといったトラブル回避の観点からも有用な手段であると考えております。

No.	対象講義	質問	回答
23	(資料1) 認可外制度	監査の際、救命研修前だった為、後日行うことを伝えと、先に受ける必要と言われましたが、年度で2月の開催は遅いのでしょうか。	救命救急の研修は、定期的に受講しているかを確認しており、立入調査の前に受講することを求めています。（例えば毎年、2月に研修を受講している方が2月に受講予定であれば指摘することはございません。） ご質問いただいた件については、救命救急の研修を定期的に受講していると認められなかった（直近の研修が1年以上前であった）ことから、指摘をされたものと思われます。
24	(資料1) 認可外制度	子育てのための施設等利用給付交付金上限見直しについても説明を聞きたかった	当方で把握している情報を以下のとおり共有いたします。 こども家庭庁は、幼児教育・保育の無償化に係る認可外保育施設等の利用料に係る給付上限引き上げを令和8年10月から実施するとのことです。詳細は、 別添3 の資料をご覧ください。
25	(資料2) 補助金	認可外保育園児家庭への無償化の補助金増額が10月にあるというニュースを目にしているが、その件についての説明が無かった。	
26	(資料2) 補助金	保育料無償化についての新情報	
27	(資料2) 補助金	認可外保育施設研修事業の補助金はベビーシッターも対象ですか？常に自費なので補助金が使えとより学びの環境がつけたり遊びがより内容深く提供できるようになるので助かります。	居宅訪問型（ベビーシッター）は認可外保育施設保育サービス向上事業の新すこやか保育事業と保育施設研修事業が補助対象となります。 実際の補助要件や補助額等は市町村によって異なりますので、詳細はご自身の市町村の担当者へご確認ください。
28	(資料2) 補助金	認可外保育施設については、施設なので補助金などがありますが、ベビーシッターについてはほとんどないので、ベビーシッターであっても、ホテルでの企業依頼などで玩具や備品が多く必要な時があります。その際などに経費がかかることがあるので、それらの点も踏まえて、ベビーシッターも、補助金の対象範囲を広げて頂きたいです。	
29	(資料2) 補助金	ベビーシッターの際の補助金がどこまで出るのかももう少し詳しく知りたかった	
30	(資料2) 補助金	子どもの安全確保のために老朽化した赤瓦屋根を修理したい（瓦の落下による事故の防止）のですが、高額なため現行の補助金では全然足りません。何か補助金を活用できないでしょうか？	

No.	対象講義	質問	回答
31	(資料2) 補助金	保育材料費が、具体的にどこまで補助金の対象内になるのか、もう少し知りたいです。	対象経費は、今後の保育の質の向上に必要な遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等となります。 詳細については市町村によって異なりますので、ご自身の市町村の担当者へご確認ください。 例：知育玩具、絵本、ボール、鉄棒、アスレチックマット、電子体温計、デジタル身長計、アウトドアワゴン、滑り台、画用紙、色紙、園児用テーブル、幼児用椅子、パソコン、マイク、スピーカー、掃除機、プリンター パソコン（園だより、お知らせ等の作成のため、保育経営に必要なデータの管理業務を行うため） プリンター（園児の知的好奇心の向上や集中力を高める資料作成、印刷に活用）
32	(資料2) 補助金	指導監督基準達成、継続支援事業に関する補助について。2025年4月に移転したのですが、こういった補助あると知りませんでした。補助を受けられるのは、その年度のみとなりますか？	補助対象となるのは指導監督基準達成のための改修や移転を行う年度となりますので、すでに移転済みであれば対象外となります。
33	(資料2) 補助金	保育施設賠償責任保険は、「災害救済給付制度」に加入できるようにならないか？	災害共済給付制度については、新すこやか保育事業の保育施設賠償責任保険に含めることはできません。
34	(資料2) 補助金	障害児の保育加配に係る保育費は、事業主施設長も対象と出来ないか？	県要綱で対象経費は「雇用に係る経費」と明記されており、個人事業主の場合は、園と園長先生は同一人格となり使用者であるため補助対象外になります。
35	(資料2) 補助金	こどもの性被害防止対策支援事業は、性暴力防止認定料を対象と出来ないか？	認可外保育施設保育サービス向上事業の新すこやか保育事業においては、障害児に係る助成となっております。そのため、障害児でない医療的ケア児は、障害児保育に係る保育費の助成の対象外となります。 医療的ケア児に対しての具体的な支援制度等に関しましては、専門機関（例：県障害福祉課など）へお問い合わせください。

No.	対象講義	質問	回答
36	(資料2) 補助金	2歳児～6歳児の給食費が同じ金額なのか？食事量も体型も違うのに、なぜ同じ金額なのか？	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 新すこやか保育事業の給食費の基準額につきましては、給食費実態調査の結果をもとに、認可保育所との差を把握し、認可保育所並みの給食を提供できるよう補助単価を見直ししております。 いただいたご意見を参考に、今後より良い支援に向けて検討いたします。
37	(資料2) 補助金	補助金が使えるものの範囲を詳しく知りたいです。	研修事業についてはNo. 25をご参照ください。こどもの安心・安全対策支援事業については、以下のとおりとなっております。 ①睡眠中の事故防止対策支援事業 →児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同様の機能を持つ機器 例：ベビーモニター、午睡チェックセンサー、無呼吸アラームなど ②ICTを活用した子どもの見守り支援事業 →GPSやBLEによりこどもの位置情報を管理するなど、園外活動時等のこどもの見守りに資する機器 例：GPSタグ、防犯ブザーなど ③こどもの性被害防止対策支援事業 →性被害防止対策を図るための設備の購入や更新を行うもの 例：パーテーション、防犯カメラ、簡易扉、簡易更衣室、人感センサーライトなど ④保育所等におけるICT化推進等事業 →保育従事者の業務負担軽減し、事故防止につなげるため、園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用の一部 例：パソコン、タブレット、Wi-Fiルーターなど
38	(資料2) 補助金	財産処分承認手続き有無の確認について制限期間は10年と決まっているのですか？	処分制限期間は取得した財産によって異なります。基本的には法定耐用年数と同じですが、違う場合もありますので、財産処分をご検討の際はご自身の市町村の担当者へご確認ください。

No.	対象講義	質問	回答
39	(資料2) 補助金	質問の時間をいただきありがとうございました。処分対象期間というのは誰が決めるものなののでしょうか。	時間の都合上、講義1の質問はWEBのみとさせていただきます。ご了承ください。 処分制限期間は、認可外保育施設保育サービス向上事業では内閣府、こどもの安心・安全対策支援事業ではこども家庭庁が決定しています。
40	(資料2) 補助金	また、昨年度認可外保育施設研修事業の補助金申請を行った際、安全確保経費は予算をとっていないため申請不可と、市町村担当者に言われました。安全確保経費として30万円補助金申請するためには、どうしたらよいのか、伺いたかったです。	補助事業は、予算の範囲内で実施されるため、申請の時期や、その年度の予算状況によっては、補助が受けられない場合もございます。そのため、補助金申請をご検討の際は、早めにご自身の市町村の担当者へご相談いただきますようお願いいたします。また、各市町村によって補助要件や補助額、対象経費などが異なるため、詳細についてはご自身の市町村の担当者へご確認ください。
41	(資料2) 補助金	企業主導型保育園を対象外にした理由	認可外保育施設保育サービス向上事業については、企業主導型保育施設は、国の助成を受けて運営されているため対象外としております。
42	(資料2) 補助金	外部研修は救命研修も対応か。県開催の研修を一覧で知りたいです。	お見込みのとおり、認可外保育施設研修事業の外部研修は救命研修も対象となります。県や市開催の研修以外でも「保育の質の向上に資する研修会」に該当するものであれば対象となります。 県主催の研修の一覧は県HPに掲載しております。 URL： https://www.pref.okinawa.lg.jp/kensei/kencho/1000011/1017799/1017806.html

No.	対象講義	質問	回答
43	(資料2) 補助金	当施設が認可外保育施設補助事業で購入した物か何かどうかの確認は出来ますか？	認可外保育施設保育サービス向上事業の県交付要綱第17条に、「事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければならない。」と定められております。そのため、本事業で補助金により購入された物品につきましては、各事業者において適切に管理していただく必要があります。 なお、補助金により取得又は効用を増加させた50万円以上の財産を処分する場合は、財産処分の制限に該当する場合がありますので、財産処分をご検討の際はご自身の市町村の担当者へご確認ください。
44	(資料2) 補助金	開所1年目でAEDを購入したいのですが、資金面が課題です。認可外保育施設研修事業の補助は、開所1年目でも申請することができるのでしょうか。	認可外保育施設保育サービス向上事業の研修事業について、県要綱では、下記の要件を満たせば開所1年目でも補助金の受給対象となります。 ただし、 補助要件等は市町村によって異なる ため、ご自身の市町村の担当者へご確認ください。 【県の要件】 ・認可外保育施設の設置者であること（届出又は報告を適切に行っていない者を除く） ・県が実施する研修（認可外保育施設保育サービス向上事業研修会）を受講すること ・AEDの購入など安全確保経費を申請する場合は、上記の県主催の研修以外に加え、保育の質の向上に資する研修を受講すること
45	(資料2) 補助金	企業主導型保育園では対象外となる内容も多かったですが、制度について理解を深めることができました。企業主導型保育園に関連する補助事業についても、今後学べる機会があるといいなと思います。	こどもの安全・安心対策支援事業は、企業主導型も対象施設となっています。
46	(資料2) 補助金	保育所等におけるICT化推進等事業について。令和7年度に補助を受けた場合でも、今年度補助を受ける事は可能でしょうか。	保育所等におけるICT化推進等事業は、1施設1回に限り補助となっておりますので、一度補助を受けている施設については対象外となります。
47	(資料2) 補助金	こどもの性被害防止対策支援事業について。企業主導型保育の助成(防犯安全加算)と併用して、助成を受ける事は可能でしょうか。	今年度に同様の事業目的で児童育成協会から補助金を受給する場合、県事業では補助対象外となります。

No.	対象講義	質問	回答
48	(資料2) 補助金	個人事業で塾、学童、認可外保育施設を運営しているので「認可外保育施設の補助事業」として 補助が受けれるかどうか知りたい	補助事業の対象施設は、認可外保育施設の設置者（届出または報告を行っていないものを除く）のため、認可外保育施設については補助対象となります。それ以外の事業については対象外となります。 ただし、放課後児童クラブは、別の事業が対象となる場合がありますので、詳細は市町村へご確認ください。
49	(資料2) 補助金	認可化移行支援事業の活用が市によっては無いのでは。	認可化移行支援事業や保育施設の整備については、市町村の「子ども子育て支援計画」に基づいて実施されるため、市町村によって状況が異なります。

No.	対象講義	質問	回答
50	(資料2) 補助金	園の看護師が医療的ケア対応を行っている場合、加配や補助の対象となる制度があるか	1 医療的ケア児の受入に特化した事業ではございませんが、認可外保育施設に対する補助事業として、①認可外保育施設保育サービス向上事業、②こどもの安心・安全対策事業、③衛生・安全対策事業（保育対策総合支援事業）がございます。①③については市町村が窓口となっておりますので、事業所所在の市町村窓口へお問い合わせください。また、②については県が窓口となっております。詳細は別添4をご確認ください。
51	(資料2) 補助金	医療的ケア児対応に伴う人件費や消耗品費等への補助制度があるか	2 医療的ケア児の新たな受入れ又は受入れ拡大に必要となる医療機器等の購入に要する費用の一部を補助する県事業（障害福祉課所管）がございます。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。 「沖縄県医療的ケア児等レスパイトケア推進基金事業補助金」 (参考：R7) https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007842/1030282.html
52	(資料2) 補助金	医療的ケア児に対する園での導尿対応について、訪問看護等の外部支援を利用できる制度があるか	専門機関（例：沖縄県医療的ケア児支援センターなど）へご相談下さい（参考：別添5）。 なお、お問合せいただいた内容について、沖縄県医療的ケア児支援センターに問い合わせたところ、保護者と調整の上、訪問看護指示書を作成している医師とご相談いただければどうかとのアドバイスがございましたので、共有いたします。
53	(資料2) 補助金	医療的ケア児に対して、上記の他、活用可能な補助金や支援制度があればご教示いただきたい	認可外保育施設に対する補助金については、No.50、51の2のとおりにしております。 医療的ケア児に対する支援につきましては、専門機関（例：沖縄県医療的ケア児支援センターなど）へご相談下さい。

No.	対象講義	質問	回答
54	(資料3) 病児保育	保育園に行ってる行っていない関係なく利用できるとのことでしたが、親御さんはどこからその情報を知ることが出来るのでしょうか？	保護者の就労の有無に限らず、こどもが病気の際に保護者の労働、疾病等の事由により家庭で保育を受けることが困難な場合に利用することができます。 各市町村において、出生手続きの際に資料を配布をするなど周知に努めているところです。県内の利用ニーズをさらに拡大するため、県としても引き続き周知に取り組んでいく予定です。
55	(資料3) 病児保育	スライド15→配置基準や詳しい内容についてまとまっているところ(HPなど)はありますか？看護師の配置は必須でしょうか？	【病児対応型、病後児対応型】 →保育士、看護師等の配置は常駐を原則とします。近隣の病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば一定の条件を満たすことで常駐を要件としないことができます。 【体調不調児型(保育所、認定こども園等のみ実施可能)】 →看護師1名以上の配置が必要です。看護師1名に対し、預かる体調不良児は2名となります。 【非施設型(訪問型)】 →一定の研修を修了した看護師、保育士、家庭的保育者の配置が必要となります。 ※一定の研修の詳細は、問60に記載 詳しくは、県指導監督や県基準等が決まりましたら県ホームページに掲載予定となっております。
56	(資料3) 病児保育	自園が病児保育事業の届出をしているかどうかを確認する方法(県ホームページ等に公開されている等)はありますか？	県ホームページに実施施設一覧、届出要領、様式等掲載しておりますので、県ホームページをご確認ください。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/kosodate/1008226/1008205.html
57	(資料3) 病児保育	県ではいつ頃立ち入り調査が始まる予定か。	指導監督や基準等については、詳細が決まりましたら県ホームページへの掲載や施設等への周知をさせていただきます。

No.	対象講義	質問	回答
58	(資料3) 病児保育	病後児保育室を行っているので、もっともっと具体的に話が聞けたら	病児・病後児保育研修の実施を検討しております。病児保育等の実施していない施設についても受講可能となりますので、ご参加ください。
59	(資料3) 病児保育	副主任になってまだ経験が浅いため、病児保育事業についても分からないことが多くあります。現在、うちの園では実施予定はありませんが、今後のために基本的な流れや必要な体制について学べるとありがたいです。	
60	(資料3) 病児保育	個人でベビーシッターをしています（看護師資格有）。病児保育（訪問型）の配置基準は、「一定の研修を修了した看護師」と記載がありますが、一定の研修とはどのような研修でしょうか？	「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号通知）に定める病児・病後児保育（訪問型）研修になります（ 別紙6参照 ）。 現在、県にて研修の実施を検討しております。詳細が決まりましたら県ホームページへの掲載や施設等への周知をさせていただきます。
61	(資料3) 病児保育	病児保育事業を行う際には協力医療機関を探す必要があるようですが、これは自分自身でクリニック等に問い合わせていけばよいのでしょうか？	ご認識のとおりです。病児保育事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに協力関係を構築する必要があります。
62	(資料3) 病児保育	読谷村のベビーシッターは届出いらないと言われましたが、必要ですか？	届出は必要となります。届出要領、様式等は県ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。